令和８年第２回今金町議会臨時会　第１号

令和８年１月２３日（金）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　承認第１号　令和７年度今金町一般会計補正予算（第７号）専決処分の承認について
４　議案第１号　令和７年度今金町一般会計補正予算（第８号）について

○出席議員（１２名）

議長１２番	芳賀芳夫君	副議長１１番	日置紳一君
１番	苅屋泰裕君	２番	岸　雅子君
３番	矢内義則君	４番	上村　忠君
５番	内ヶ島祐一君	６番	岸　徹也君
７番	村上忠弘君	８番	川上絹子君
９番	向井孝一君	１０番	村瀬　廣君

○欠席議員（０名）

○出席説明員

町長	中島光弘君
副町長	森　朋彦君
総務財政課長	山田　薫君
選挙管理委員会書記長	
総務財政課長補佐	竹内佳生君
選挙管理委員会書記	
くらし安心課長	宮崎吉広君
まちづくり推進課長	田中　崇君
まちづくり推進課長補佐	佐藤直樹君
保健福祉課長	住吉　淳君
保健福祉課長補佐	山田　薫君

○出席事務局職員

議会事務局長	鈴木正之君
議会事務局主事	海津侑也君

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和８年第２回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、苅屋君、矢内君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、会期は本日の１日間と決定いたしました。

◎日程第３　承認第１号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 3、議案第１号を議題といたします。

令和７年度今金町一般会計補正予算（第７号）について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森朋彦君）　おはようございます。承認第１号令和７年度今金町一般会計補正予算（第７号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。本補正予算につきましては、既定の歳入、歳出予算の総額にそれぞれ 100 万円を追加し、予算の総額を歳入、歳出それぞれ 64 億 8622 万 8000 円としたものであります。地方自治法第 179 条第１項の規定によって専決処分したものであり、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の主なものについて、歳入より申し上げます。1 ページをお願いします。18 款繰入金において 100 万円の追加は、財政調整基金繰入金です。

次に歳出は２ページです。2 款総務費において 100 万円の追加は、総務管理費、住民活動費で災害扶助費です。

本予算につきましては、1 月 1 日発生の緑団地高齢者向け住宅、1 棟８戸のうち、東側４戸の火災によって被災されました方々への弔慰金及び見舞金に要するものであ

ります。今金町災害見舞金贈呈内規の規程に基づき見舞金については、住宅として再使用が見込めないことから、全焼扱いとし、1戸当たり20万円の4戸分、計80万円と、お亡くなりになられました、お1人の方に対しまして、弔慰金20万円、合計100万円を専決処分したところであります。被災されました入居者御本人 3 名の方には、1月14日に避難先のせせらぎにて町長より見舞金を直接お渡しいたしましたので、まずは御報告をさせていただきます。この3名の方々につきましては、御家族も含めて、引き続きせせらぎを住まいとして生活していく意向を頂いておりますので、この後、入所の手続を進めてまいります。

なお、お亡くなりになられました方の御遺族に対しましては、日程が整い次第、お渡しすることとしておりますので、申し添えます。

その他詳細につきましては、別添の資料により、くらし安心課長より説明をさせていただきます。速やかに生活を再建していただくため、専決処分をさせていただいたところであり、御配慮を賜り、御承認頂きますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、お亡くなりになられました方の御冥福と被災をされました方へのお見舞いにつきまして、心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　くらし安心課長、宮崎君。

○くらし安心課長（宮崎吉広君）　（くらし安心課長朗読説明、記載省略）

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は歳出歳入全般について行います。3ページから4ページです。

岸君。

○６番（岸　徹也君）　承認ということになりますので、私もこれは当然承認をするという立場で、何点か確認をしたいなというふうには思っております。今回公営住宅の火災に関わる災害見舞金ということになるわけですが、先ほど担当課からも説明があったわけですが、若干重複しながら、確認も含めてちょっとしていきたいと思うんですけれども、見舞金の内規というものがあります。内規の3条においては、被害区分として全焼の場合は20万円と、半焼の場合は10万円とそれぞれの標準額というものが定められております。今回の火災については、内規上は半焼扱いと、そういう理解でいいのかと、そこをちょっとまず確認をしたいと思います。内規上は半焼扱いかどうかと、そこを確認したいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　くらし安心課長、宮崎君。

○くらし安心課長（宮崎吉広君）　お答えいたします。今回の火災につきましては、消防のほうの罹災証明に基づいて、まず、認定のほうをさせていただいております。この中で、消防のほうでは、半焼ということで、罹災証明書のほうを発行されているところですけれども、先ほど述べさせていただいたとおり、なかなか無い事案というか、火災であったということで、集合住宅であり、そのほか、火災の発生元以外の方、3件の方も引き続きその住宅のほうに住めなくなったとか、あと高齢者の独居住宅であ

ったとか、そういったことがありますので、内規上は、先ほど述べさせてもらったとおり、第 4 条のほうの町長の裁量権の中で、全焼に準じた形で 20 万円支給させていただくということで判断のほうをさせていただいております。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。

○６番（岸　徹也君）　分かりました。私のちょっと説明も悪かったのかなと思うんですけれども、私の理解では、内規のこの数字を見れば、半焼であれば幾らと、全焼であれば幾らということが載ってますので、私の理解としては、内規上は半焼扱いであるという理解でおったわけです。今、担当からは様々な理由が、町長の裁量とか、そういう人道的な部分というところで説明があったわけですけれども、ちょっとそこにも少し関連をする質問にはなるかと思うんですけれども、見舞金の支給額について、改めてもう一度聞きたいと思います。今回は内規上は半焼、罹災証明書も半焼という扱いで私は理解はいたしました。しかし、見舞金については全焼と同額であると、こういう説明を受けております。この判断は、町長の裁量というところで、今、説明もあったわけですから、それは十分理解はするところでございます。理由なんかも、先ほど担当課のほうからは説明があったわけですが、もう一度どのような事情を考慮した結果、内規の第 3 条の標準額を超えて、全焼相当額を適用したのか、その理由を伺いたいと。繰り返しの説明になるのかもしれませんが、改めてそこはちょっと私の中でも整理したい部分ですので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　ありがとうございます。今もろもろのいろんな理由といいましょうか、それについては課長からもありましたけれども、ここで半焼あるいは全焼というような判断ですが、消防のほうの判断の仕方とすれば、今回の火災に関して言いますと、要はその想定の面積に対してどれだけの面積に延焼したかというところの面積的な要件が多いというような実態があります。なので、実質その後、再建をして、そこに住み続けることができるかというところとは、実態とはなかなかかけ離れるケースがあるということもこれ実態であります。今回の件に言いますと、火元以外の 3 戸についても、要は延焼を免れるだとか、それから火種が残っていないかということで、例えば壁を全て何て言いますか、取り壊したり、あるいは屋根のほうも取壊してというようなことがありますんで、そういった消火作業の中で、やむを得ず、そういった措置もしなければいけないというような状況がある中で、これを改めてこう修繕をして、今直して、この後も住んで頂ける状況には今ないという判断をした中で、そのことに加えて先ほど担当課長のほうからもありましたけれども、そういった事情も考慮して、町長の裁量権の中で、今回全焼扱いというような判断をさせていただいたということであります。ですので、ケースケースによってですね、なかなか全焼、全壊あるいは半焼、半壊の消防等々の機関の判断と、実際そこに住み続けるのが、いかがかというところの判断のかいりというのは、生じてきがちだというふうに思いますので、それぞれのケースに応じてこの後もですね、判断させていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。
○６番（岸　徹也君）　分かりました。ちょっと最後なんですけれども、今回のこの対応っていうものは、被災者の生活実態に十分配慮をした判断であったと、私はそういうふうに受け止めております。一方で、この内規においては、被害区分ごとにこの標準額というものが明示をされております。今後、同様の災害が発生した場合、今回の判断をどのように位置づけるのか、町民に対して説明可能な形で裁量の考え方、これをどのように整理をしていくのか、そこら辺の町の見解を最後伺いたいと思いますけど、いかがでしょうか。
○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。
○副町長（森　朋彦君）　今回のようなケースも含めてですけれども、これまでも自然災害含め、火災含めですね、いろいろとケースが、事案が生じるたびにその都度都度、いろいろ検討してきた経過もあるんだというふうに思っています。どうしても明文化したときにですね、固定的に捉えられてしまうようなこともあるかと思いますので、少し内規のですね、この規定ぶり、これについてはちょっと研究をさせていただきたいなというふうに思っております。そのケースケースに応じて当然判断しなければいけないこともあるのかもしれないですけれども、そこが少し規定として、書きぶりとして、何て言いますかね、余りこう幅のあるのもいかがかなというふうに思いますし、逆にかっちりし過ぎるのもどうかなというふうに思いますので、その辺り、過去の事例も少し踏まえながらですね、ちょっと検討させていただけたらなというふうに思っております。その上で必要な措置といいましょうか、内容の整理ができましたら、そのときは改めてまたお知らせをさせていただこうかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。
○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほか。
　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　まずですね、亡くなられた方と被災された方にまずご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。またですね、これに尽力頂いた職員の方、この対応にですね、尽力頂いた方と地域の方々も尽力されたということも伺っております。その方々にまず敬意を表したいと思います。
　今回の事案でですね、このあんしん電話というものが、その被害の拡大というものの防止というところにある程度、僕の勝手な解釈かもしれませんが、役立ったものもあるのではないかというふうに見ていたんですが、現状ですね、今このあんしん電話というものがどの程度普及されているのか、もし押さえてあるのであればお知らせ願いたいと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、住吉君。
○保健福祉課長（住吉　淳君）　お答えします。1 月 21 日現在で、あんしん電話の総設置台数は 114 台となっております。
○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　僕もちょっと今聞き方があれでしたけども、独居の方、高齢者

の方々の割合としてその普及率の割合自体っていうのは押さえていらっしゃるのかお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、住吉君。

○保健福祉課長（住吉　淳君）　あんしん電話の設置につきましては、御本人の申請によって設置されてるものですので、普及率だとか、そういうものはちょっと申し訳ないんですけども押さえておりませんのでよろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。今回の事例でですね、いざ動くとなるとやっぱりパニックになりやすいですし、あんしん電話という、すぐボタン１つで、ちょっと機能自体はまだ押さえてないんですが、すぐ対応できる可能性があるものだとしたら、これからですね、そういうことも皆さんに普及させるような動きというものは考えていらっしゃるのかお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、住吉君。

○保健福祉課長（住吉　淳君）　あんしん電話につきましては、必要とされる方、必要としない方もおられる状況です。その中で、福祉課としては、災害時等の避難行動の要支援者数を確認したりだとか、あとそのほかにも支援を必要としてる方っていう人を押さえておりますので、そういう方向でも、うちのほうでも動きやすいのかなというふうに感じております。ただ今回の火災につきましては、火災の現場になられた方については、いつも首からペンダントを下げていた方っていうふうに伺っておりましたので、ペンダントの設置をしやすかったのかなというのもあります。全ての皆さんがペンダントを常に首から下げているわけではないと思いますので、その辺も訪問等に際した場合には、常に身近に持っていてくださいねっていう声掛けをしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほかございませんか。

村瀬君。

○１０番（村瀬　廣君）　今回の火災につきまして、それぞれ被害に遭われた町民の皆さんには、お見舞いを申し上げるところでございます。実は、この時系列を眺めてみますと、最初に、やむを得ないかもしれませんけども、救急隊が行って、それから現場を確認してから消防隊が到着するまで 13 分ですね。内容を聞くと、多くの町民の方もなぜ消防来ないんだという不満の声が現場で多くあったということなんですけども、こういった中々あんしん電話、ペンダントかけるんだけどもしゃべれないという原因があったかと思いますけども、これから無いとは限らないということでは、これに対する対応等は今考えられるものがありますか。

○議長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、住吉君。

○保健福祉課長（住吉　淳君）　村瀬議員おっしゃるとおり心配な部分はあるかと思いますが、救急、火災っていう判断が、隊員が行くまで分からないっていうのが実情となっております。実際に、あんしん電話につきましては、電池切れだとかでも、隊員が行くようなこともあって、どちらかというと安否確認って意味合いが強いのかなと

いうふうに感じておりますので、なかなかそういう部分での活用というのはちょっと難しいのかなというふうに感じております。こんな答えになりますけども、申し訳ありません。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

岸雅子君。

○２番（岸　雅子君）　今回の年明けの元旦の火事は本当に大変な事案だったんですけれども、私も緑町で班が隣ということで、実際、外に出てすぐ火災だということを確認しまして、そのときは先ほど村瀬議員も疑問に思ってましたけれども、救急車は１台すぐあんしん電話で来てましたけれども、なかなか煙と火が見えてる中で、やはり皆さん不安だったと思うんですけれども、その中でも、すぐに町内会長、副会長、うちもそうですけれども、私も防災員ということで、すぐに対応しなければって思ったんですけども、なかなかすぐには動けなかったんですけれども、単身の高齢者住宅ということで、すぐ連絡、役場のほうにも行ったと思うんですけれども、総務課、保健福祉課、そしてくらし安心課の各職員の方もすぐに見えていただいて、迅速に本当に動いていただいてたと思います。その中でもやっぱり高齢者の方を私も避難させるのに一緒に動いてたんですけれども、パニックを起こされる方とかいて、すぐ対応できたのが近所にあります、ここにも載っておりますけれども、発達支援センターを避難先としたということで、そこにすぐ保健師の方もケアマネージャーさんも来ておりましたし、本当にすぐ対応できて、国保病院のほうにも２人ほどお連れしたっていうこともありました。とても迅速な対応に、私は本当に緑町の住民として感謝を申し上げるところでありますけれども、１点ちょっとお聞きしたかったのが、この高齢者住宅の単身の方たちの鍵なんですけれども、施錠の状態のことがちょっと載っておりませんけれども、これはどのような管理になるんでしょうか。総務課のほうで管理してたりとか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。火災発生時、消火活動が終えてですね、その日から何日間は住めない状況でありますということを、入居者のほうにお話をしてですね、貴重品等々は必ず持ち出してくださいっていう声掛けをして、そのまま施錠をしていただくんですけども、何せ消火活動で南側の窓がもう全て、壊されたので、施錠をしても裏から誰でも入れるような状況が何日間か続いたものですから、玄関は施錠はしますけども、裏は空いている状況ということでありますけども、必ず施錠はしなさいということで声かけをさせていただいて、今は防犯上の観点から、ブルーシートで全て囲わさせていただいて、裏からも前からも入れないようにはなってますので、鍵の管理は、本人も今も持っておりますし、合鍵は総務財政課で持っておりますし、今、仮住まいとしてせせらぎに入所されておりますので、この間、何かこう必要なものがあれば、取りに帰ったりということもありますので、鍵はまだ自分で管理しております。改めて、緑町の住まいを退去するときに鍵をお返しを頂くというスケジュール感になっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。
　岸雅子君。
○２番（岸　雅子君）　避難誘導というか救急隊が来たときには施錠されていたかなとは思うんですけれども、そういう緊急事があって、今回はもう火事が起きてしまいましたけれども、緊急なことがあったときに、施錠されてます、入れませんってなったときはどういう対応になるのかなと思って、それは今、管理はしてないということだったので、今後、そういう高齢者の方であんまり身動きがとれないとか、聞こえないとか、しゃべれないっていう方がお住まいになっている場合の鍵の扱いの状態が何か変わることがあるのかなと思いまして。
○議長（芳賀芳夫君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　申し訳ありません。火災が発生したときにですね、在宅している方もおられましたし、不在の方もおりました。元日ということで御親戚のお家にいた方もおりますので、火災発生時はうちのほうも鍵を管理していますけども、鍵を持って現場に向かうときにはもう消防がですね、ドアを壊したりですとか、窓ガラスを割ったりとかして、もう火災の消火活動を優先してますので、そこで私たちが鍵を持っていっても何の役にも立たないというふうに思いますので、そこは現場の消防署、隊員にお任せをして、消火活動を優先していただくということでなっておりますので、よろしくお願いいたします。
○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほかございませんか。
　村上君。
○７番（村上忠弘君）　今回、元日から火災が起きて本当に亡くなられた方がですね、身体に障がいがある方ということで本当にお気の毒な状態でありました。町営の共同住宅、高齢者向けの住宅ということなんですけども、ここ入居される基準というものがあろうかと思うんですけども、その辺、まずお知らせください。入居基準について。
○議長（芳賀芳夫君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　まず高齢者向け住宅ということで、プラス単身者向けということもありますんで、あと所得要件もありますし、家族構成もありますんで、その基準に則って入居の判断をさせていただいております。
○議長（芳賀芳夫君）　村上君。
○７番（村上忠弘君）　障がいのある方があんしん電話を要するに入られていたわけですよね。そういった方々のそういう緊急の対応っていう部分は、あくまでも本人からの通報だろうと思います。あんしん電話、そういった使い方なんですけども、要するに町側としてそういう町の共同住宅の中に入られてる人方に対してはですね、特別な配慮だとか、そういったものをされていたのか、されていなければ、今後このような、二度と起こさないための再発防止のためのお考えだとかそういったものをもしあれば、お答えしてください。
○議長（芳賀芳夫君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。入居される段階でですね、そう

いった火災の火の元の注意事項ですとか、あと関係ない話なのかもしれませんけど、ペットのそういう飼い方の注意ですとか、そういうのは、注意事項は入居時にお話ししておりますし、今回高齢者向けの住宅の火災ということでありますけども、保健福祉課サイドでですね、そういった独居老人宅ですね、これは町営住宅に入っている方以外の訪問もしておりますので、そういった際にですね、安否確認も含めて、そういった生活状況の確認も行っておりますので、そういったものの複合的にそういった確認をすることで防止できるのかなと思いますし、今回緑町の団地から火災ということで、いろいろ、またそういった火災が発生するんではないかという不安な住民の方もおられましたので、そこは消防署とうちの職員と個別に回らせていただいて、火災の防止に向けて、部屋の整理等を行っていただきたいという旨の注意をした経過もございますので、そういった個別にですね、心配事がある宅にはですね、消防署、保健福祉課、そして総務財政課と連携しながら、そういった対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　村上君。

○７番（村上忠弘君）　今後その入居者に対してはさっきの取扱い、指導だとか、そういったものをされるということでよろしいですね。

○議長（芳賀芳夫君）　総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　現在も行ってますけども、これからもまだ寒い時期がありますので、改めて緑団地以外の町営住宅ですとか、職員住宅も抱えておりますので、そちらのほうにも回覧になると思いますが、そういった周知もさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　以上で質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打切り、日程第3、承認第1号についての採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、承認第1号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第４　議案第1号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第4、議案第1号を議題といたします。

令和7年度今金町一般会計補正予算（第8号）について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森朋彦君）　議案第1号令和7年度今金町一般会計補正予算（第8号）につ

いて提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 5402 万 4000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 4025 万 2000 円にしようとするものであります。補正の主なものについて、歳入より申し上げます。1 ページです。10 款地方交付税において 1738 万 4000 円の追加は、地方交付税です。

14 款国庫支出金において 1 億 3166 万 4000 円の追加は、国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金です。

15 款道支出金において 497 万 6000 円の追加は、委託金で、衆議院議員選挙費委託金です。

次に歳出 2 ページです。2 款総務費において 1 億 4249 万 6000 円の追加は、総務管理費が 1 億 3556 万 7000 円の追加で、価格高騰支援事業費です。

選挙費が 692 万 9000 円の追加で、衆議院議員選挙費です。

3 款民生費において 1152 万 8000 円の追加は、児童福祉費で物価高対応子育て応援手当支給事業に係る児童手当費の追加です。以上、補正予算の概要でございます。

本予算案につきましては、物価高騰対策として予定します 2 つの事業と、選挙費に係る予算でありまして、まず選挙費につきまして申し上げます。1 月 27 日公示、2 月 8 日執行の第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査に係る関連予算について追加補正するものです。投票事務につきましては、期日前投票は衆議院議員選挙が 1 月 28 日から、国民審査は 2 月 1 日から開始です。移動期日前投票は 2 月 3 日と 4 日の 2 日間実施を予定します。これらを経まして、2 月 8 日の投開票日を迎えますが、一連の事務執行については、衆議院解散から投開票まで戦後最短の 16 日間と、非常にタイトな期間でありますし、さらには厳冬期の執行ということになりますが、適切に事務が執行されますよう、選挙管理委員会を中心として、万全を期してまいります。それでは選挙費につきましては、ただいまの概要をもって説明とさせていただきまして、物価高騰対策として実施を予定します 2 事業について、価格高騰支援商品券第 4 弾発行事業はまちづくり推進課長補佐より、物価高対応子育て応援手当支給事業については、保健福祉課長補佐より別添の資料に基づきましてそれぞれ説明をさせていただきます。御審議頂き議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長補佐、佐藤君。

○まちづくり推進課長補佐（佐藤直樹君）　（まちづくり推進課長補佐朗読説明、記載省略）

○議長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長補佐、山田君。

○保健福祉課長補佐（山田　薫君）　（保健福祉課長補佐朗読説明、記載省略）

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は歳出歳入全般について行います。3 ページから 9 ページです。

向井君。

○９番（向井孝一君）　今回、物価高っていうことで国の政策のもとに実施されるわけですが、利用する範囲っていうのは、どの程度、例えば、商工会に加盟してる店だけに限るのか、それとも高齢者においてはね、現金支給であれば、病院で支払いも可能になるんですけども、その辺の考えというのはなかったのかどうか。
○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。
○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。これまでも第１弾から今回第４弾ということで商品券の発行事業を行わせていただいておりますが、取扱いの町内事業者につきましては、商工会のほうで事業者の募集を行って、取り扱っていただける事業者を決定するというような運びになります。今回も議決賜りましたら、そのような手続で取扱いの事業者を決定したいというふうに思っております。
　それから現金給付についての考えでありますが、これまでも商品券の発行事業ということで行わせていただいております。これは物価高騰に対する家計応援ということが主たる目的ではありますけれども、あわせて地域内での経済循環といいますか、活用ということでございますので、現金給付という考えは持っておりませんので、よろしくお願いいたします。
○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほかございませんか。
　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　まず、物価高騰支援商品券からちょっと伺いたいと思います。商品券自体に特に異論はないという前提でまずお話しさせていただきますが、まずですね、この重点支援地方交付金を使う中で国が示す推奨メニューが複数あったかと思いますが、まず、なぜこの商品券の配布のみという判断を行ったのか、その経緯も含めてお知らせ頂ければと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。
○町長（中島光弘君）　お答えをいたしたいと思います。今、議員おっしゃったとおり、いろんな、示されてるというか、こういうことで活用してくださいというものがありましたので当然検討をしております。一般質問の中でも、水道料の減免であるとか、そういう御提案を頂いたこともありますし、それから農水関係ではお米券を活用してくれというようなこともありましたし、それから部署でそういうような通知が来てるのも確かであります。で、最終的に私の判断としては、まずこの苦しい物価高の中で実感をしていただくためにですね、最善を尽くしたいと、そのための事業にしたいということでこれまでも継続をしてやってきておりましたけれども、商品券の発行事業ということで実施をしたいというふうに思っております。例えばお米券なり、水道料金の減免についてはですね、また、機会があればですね、適宜対応できるときがあるというふうに思っておりますので、今回は３万円ということで各家庭のほうにお届けをしてですね、まずは今後の、今も現実に物価高ですから、そんな中でですね、この生活の糧にぜひしていただきたいという思いが１番でありましたので、その判断をさせていただきました。
○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。その中でですね、そういう食品などの物価上昇部分の支援とですね、もう一方ですね、事業者支援というのも、その推奨メニューに入っていたかと思います。物価高の影響を受けているのはですね、町内事業者もいろいろあると、燃料であるとか、そういうところもあると思います。その辺もあったんですが、そこも行わないというふうに判断した理由をお知らせ頂ければと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。
○町長（中島光弘君）　先ほど担当課長からもお話ししましたけれども、この商品券は町内でしか扱えないという前提の中でお願いをしておりますので、そういう意味では町内の経済還流、経済対策ということの意味合いも含めておりますので、全部の業者が均一にということはなかなか難しいんですけれども、この商品券をもってですね、皆さんの物価高騰に対する支援と、それから経済関係ということで言えばですね、町内のいろんな商店等にもですね、その浄財が回っていきですね、経済のほうもしっかりした循環をしていただくようにという思いでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。この目的にもあるようにですね、地域経済の還流を促すという目的もあります。その中でですね、今回は４回目、過去２回なんですが、ちょっとその商品券に関してどのような効果が得られたかということをちょっと調べたんですが、当然、物価高騰などで食品だとか、そういうところに使われるという意味ではスーパー、コンビニでの利用が約８割近いというのは、これそうなるのは普通だろうというふうには認識するんですが、やはり地域経済の循環と考えたときに、やはりもっと地元の商店街とかですね、そういうところにも還流を促すようなことも工夫の余地はあるのではないかというふうに思うんですよね。商品券の制度自体はですね、公平である一方でも、行政の関わり方次第でですね、この地域循環の深さは変えられるんではないかという視点から立つと、その辺、今回発行までの期間というのはタイトなわけで、でも使える期間というのはそれなりに用意していただいているというところで、その辺というのは今回、商工会ともやっていくという中で、工夫というところはできないものかというふうに思いますが、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。
○町長（中島光弘君）　今提案の部分はなかなか今回については難しいと、今回については１番はですね、現場のほうにお願いをいたしましたが、とにかく３月中に町民の皆さんに手元に届くようにということで、印刷から、それから郵便局からいろんなところにお願いをしてですね、４ 月が年度の切り替わりということもあってですね、いろんな意味で１番支出の多い時期も迎えますので、その前段に届くようにということが、今実施をするに当たっての１番の私の留意事項ということで現場のほうにはお願いをしておりました。それから今言った特化をする部分というのはコロナのときによくありました。飲食店だとかにピンポイントで使えるような商品券というようなこと

もありました。これはですね、今回も話の題材にはありましたけれど、最終的にはやはり私の判断でやっぱり商品券でいこうということでありますけれども、今言われたような、先ほども言いました、例えば水道料であるとか、そういうピンポイントでやるような支援というのもですね、経済状況がもっともっと悪くなったりですね、それから当然国のほうも、これは高市内閣としては今第１弾でありますけれども、政局がどういうふうになっていくかは別にしても、今、国のほうは消費税であるとか、いろんな住民、国民支援ということを考えておりますので、単独でってのはなかなか難しいですけれども、時には国と町、それから国と道と町というようなことでの効果的な事業というのはですね、やっていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　ちょっと質問を変えさせていただきます。選挙のことに関してなんですけども、今回ですね、かなりタイトな日程で選挙が決まりまして、また北海道においては厳冬期というところで、今金町もですね、今すごい積雪が短期間で降って、なかなか除雪のほうも大変な状態になっていると思いますが、その中でですね、看板設置についてちょっとお伺いしたいんですが、今回ですね、報道見たんですが、札幌なんかではですね、その積雪とかですね、除排雪の関係でですね、看板設置を 6 割ほど減少するのではないかという報道を目にしました。その中で、今金としてはですね、どの程度、万度にですね、いつもどおりのような設定をしているのか、まずその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　選挙管理委員会書記長、山田君。

○選挙管理委員会書記長（山田　薫君）　お答えをいたします。御指摘のとおり、冬場の選挙ということで、積雪状況もありますんで、今、看板、ポスター掲示場の関係の御質問でしたので、私どもも、町内全域に 32 か所の設置場所が今までありました。これは国政選挙、道の選挙、町の選挙もですが、32 か所で今までやってきております。事前にですね、その 32 箇所を選管のほうでちょっと見回りをさせていただいて、設置ができるかどうかの判断をさせていただきました。その中で、どうしても除雪ですとか、降雪の状況で看板自体を設置が困難ということを判断をした箇所が、8 箇所あります。ここはですね、設置しても、例えば除雪の排雪等で看板が破損したりですとか、候補者のポスターが破損したりですとか、そういう想定がされるという、そういうリスクを負わないという意味合いも込めまして、今回減らさせていただいて、合計で 24 箇所の設置数で、今回進めさせていただきます。実は先ほど苅屋議員からもありました、スケジュール感がタイトでありまして、選挙の日程が公表されてから公示日まで、すごく期間が短いので、予算を議決頂く前にですね、今回設置をするような業務を進めさせていただいてます。その点につきましては、おわびを申し上げて、御理解を頂きたいなというふうに思っております。実際作業をしているのが昨日と今日です。今日できない部分は明日もやる予定でっていうことで、日程のほうは事業者さんと調整をしております。そういった形で有権者の皆様、候補者の皆様にはポスター

掲示場が少なくなることがあって、大変御迷惑をおかけしますが、これも選挙の冬場の時期ということで、万全を期すための方策ということで、私ども考えたことでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。本当にタイトですのでいろいろな事情があるということは理解いたします。それでですね、今のところ、現行より約８箇所を設置できないだろうというところで、御答弁頂きましたけども、できた場所に関してもですね、その選挙中に大きな雪が降ったりとか、降雪した場合にその辺、もしポスターが下の段のほうがかぶってしまうと公平性とか、いろいろな話もあるわけでその辺っていうのは、管理の面に関してはどのようにお考えかお知らせください。

○議長（芳賀芳夫君）　選挙管理委員会書記長、山田君。

○選挙管理委員会書記長（山田　薫君）　まさに今冬場でですね、毎日降雪している状況ですので、設置後ですね、27 日が公示日ですので、その前にも選管の職員で、ポスター掲示場のちょっと除雪を予定をしています。ここでポスターを貼りに行く作業員の方々がスムーズにポスターを貼りに行けるような対策をとることも考えておりますし、設置後ですね、破損があるという連絡があればですね、現地に出向いて破損状況の確認、あとそれの補修ですとか、あとポスターの破損があれば、候補者の管理している担当の方に御連絡をするような、そういった対応をしていただきたいという意味合いで、国からも、北海道選管からも通知がありますので、その通知に沿った業務を進めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

岸君。

○６番（岸　徹也君）　6 ページ、いわゆる商品券ですね。商品券に関しては、今、同僚議員のほうからも様々質問があったので、私からはこの商品券というのは世帯単位で郵送されるということです。使用期限というのも設けられておるわけです。しかし、高齢者世帯、単身世帯、外出が困難な方、いろんな方がいるっていうのはもう当然想定をされるわけですけれども、実際には 3 万円の額というものが使い切れない可能性のある町民も、これも想定されるわけです。過去の実績というんですかね、執行率なんかもぜひお聞きしたいと思うんですけれども、今回の事業において、対象者、全員という言い方はあえてしますけれども、実質的に恩恵を受けられると、そのように町は考えているのかそこら辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。第 1 弾から第 3 弾までこの間実施をさせていただいておりますけれども、商品券の換金率といいますか、利用率につきましては、おおむね 98%から 99%の利用率ということになっております。ですので、おおむね皆さんに御利用頂けてるかなというふうには理解をしておりますが、その残り、御利用頂けてない 1%ないし 2%の方々が、どのような理由で御利用頂けてないのかというところの詳細の把握については、そこまでちょっと個別の事案につ

いての把握ができませんけれども、使い漏れ、使い忘れっていうこともあるかと思いますし、議員おっしゃるようになかなか外出することがかなわず、利用ができないという方も中にはいらっしゃるのかなというふうには思っております。ですので、全町民にひとしくその恩恵があるかということを尋ねられますと、残念ながら 1%ないし 2%の方々には、そこの恩恵が届いてないということになるかもしれませんけれども、町とすれば等しく、あまねく商品券が行き届くように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。

○６番（岸　徹也君）　今、かなり執行率も高い数字も提示されましたしね、それは過去の実績、または様々な広報的な部分において、行政側もしっかりとそこには取り組んできたんだろうということは感じられます。今回に関してもできるだけ幅広い業種で、そして周知の方というものをしっかりやっていただければなという思いでおります。

　質問変えます。7 ページ、選挙に関しても今同僚議員からも少し質問もありましたが、今回 692 万 9000 円で補正計上されています。この金額に対しての全体像といいますか、国または町の一般財源の負担、この割合について改めて説明をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　選挙管理委員会書記長、山田君。

○選挙管理委員会書記長（山田　薫君）　お答えをいたします。予算提案をする時点でですね、予算要求する時点で、国政選挙なので、100%国費でできればよろしいんですけども、なかなか国もですね、単価も決まっておりますし、予算の規模もありますので、なかなかその国費だけで賄うというのは難しいんですが、やっぱりこの予算要求する時点では、歳入は低めに、歳出は何があってもいいような、ちょっと多めに見ておりますので、今回、一般財源で 195 万 3000 円を財源で補填をしておりますけども、これを執行することでですね、いろいろな執行残が出てきますので、なるべくこの一般財源を圧縮できるような事務執行を目指していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。

○６番（岸　徹也君）　次に聞こうかなというところまで、課長も触れていただいたわけですけれども、その内訳見ればどうしても報酬、超過勤務、人に対しての部分というのはどうしてもかかるんだろうな、人件費の部分が大きな割合を占めていると。これはもう当然そうなるんでしょう。しかも選挙事務というのはこの短期間に集中する業務ですから、なおさらそういう部分というのはあるのかなというふうにも感じてます。そこで先ほど課長も少し触れてますけども、職員の配置、事務分担について、この負担軽減のために工夫している点があればお伺いをしたいなと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（芳賀芳夫君）　選挙管理委員会書記長、山田君。

○選挙管理委員会書記長（山田　薫君）　お答えをいたします。選挙事務に当たっては、

選管事務局もそうですけども、投票日、開票は役場職員、これは分担しながら、作業を行うわけでございますけども、選管の事務局は事故なく、滞りなく終えることを目標にですね、事務分担をしながら、スケジュール感を持って、実施に当たっております。事務分担の軽減はというふうに言われると今回は、皆さん御存じのとおりスケジュールがタイトですので、職員に頑張っていただくものしかないというふうに考えておりますし、それは分担しながら、協力しながら、なるべくその個人、職員に負担をかけないような形で事務を進めていこうかなというふうに思っております。また、投票日、開票日に協力頂く職員についてもですね、事前にですね、8 日の投票日、開票に当たってお手伝いを協力できる方を 1 人ずつお願いをしながら了承を得た職員について、今回配置をしているところでございますので、そこは職員も理解していただいているのかなと思います。

今回の選挙事務にあたりましては、投票事務に当たっていただく職員が 41 名、開票に当たっていただく職員が 33 名です。こういった職員の協力を得ながら、8 日の開票終わるまで、事故なくスムーズに事務を進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。

○６番（岸　徹也君）　分かりました。委託料として、この中には選挙管理システムの保守、またはこのポスター、掲示板の設置、撤去、こういったものの経費が計上はされております。選挙の当然、公正性を確保するということはもう最優先であるのはこれは理解はしているわけですけれど、今後に向けて経費の抑制や効率化、こういったものをどのように町として考えているのか、今現在、直近の選挙においては、どのような考えで進めていくのか、できるだけ効率化、経費の抑制に努めていただきたいという思いの中での質問です。いかがでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　選挙管理委員会書記長、山田君。

○選挙管理委員会書記長（山田　薫君）　ありがとうございます。私も選管書記長をやっておりますけども、総務財政課でありますので、経費の削減というのは日々考えておりますし、各課の課長職の皆様、そして職員も、日々そういう経費削減に向けて努力していただいているというふうに思っておりますので、選挙事務においてもですね、できるだけ効率化が目指せるものであれば、すぐに取り入れたいと思いますし、それで備品が必要なものであれば、国政選挙のときにですね、要求をして、導入をして、北海道の選挙ですとか、今金町の選挙に当たっての事務に使っていきたいなというふうに思っておりますので、そういったいろんな各自治体で選挙管理委員会として、投票事務、開票事務を行っておりますので、そういった方々といろいろ機会あるたびにですね、情報交換しながら、どういった投票事務、開票事務をしているかというものを、いろいろアンテナを張って、聞きながらですね、今金町に合えばですね、それを導入しながら経費の削減、あと事務の効率化に図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほかございませんか。

上村君。

○４番（上村　忠君）　質問自体はですね、選挙に関しての質問なんですが、前段、物価高騰対策、あと子育て応援手当ということで、お子さんに限って言えば、町の３万円、子どもの２万円というと５万円という多額のものが応援手当として行われるという意味において、物価高騰対策については一般質問をさせていただきましたし、なるべく早く皆様のところにっていう、町民の皆さんに届くようにっていうお願いを込めての質問でしたが、本当に工夫していただいて、3 月中には間に合うようにという、また年度替わり、卒業式、入学式、そういうことにも使えるような形で進んでいけるのかなというふうに思います。

また商品券ではありますが、商品券を頂くとその商品券分がほかのことに使えるという意味においては、本当に高齢の方であっても、いろいろ我慢したことをちょっと使えるんではないかなというふうに感じておりますので、そういった意味で素早く交付金を活用してやっていただいてるっていうことには、まず感謝申し上げたいなというふうに思います。

質問に移りますが、ニュースとか報道を見てみますと、選挙はがきですね、印刷が間に合わなくて、はがきがなくても投票できますよという案内もしなければいけないような、そういう話も聞いております。そういう意味でまず、はがきについて、どの辺のスケジュール感で、間に合うんではあればいいんですが、その辺お知らせ頂ければと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　選挙管理委員会書記長、山田君。

○選挙管理委員会書記長（山田　薫君）　お答えをいたします。報道でも、一部の市とかで入場券が間に合わないということで、本人確認ができれば入場券がなくても選挙できるという自治体も報道では目にしますけども、今金町もですね、本来の従来のやり方でありますと、間に合いませんでした。ただ、ちょっと工夫をしながら自分たちでできるものは自分たちでやろうと、作れるものは自分たちで作ろうということで、はがきもですね、印刷会社に頼むんじゃなくて、自分たちで印刷をしようということで、何とか本日ですね、午後から入場券を郵便局にお渡しできるようなスケジュール感で事務を進めておりますので、期日前投票が始まる 28 日までにはですね、各世帯、各個人にですね、入場券が届くスケジュールとなっておりますが、一部では、郵便局の配達の都合でですね、ちょっと遅れる場合もありますけども、間に合うようには今のスケジュール感でしていただけるというふうに郵便局とも打合せを終わっておりますので、うちの場合は入場券がきちんと手に渡るということで進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　上村君。

○４番（上村　忠君）　本当にですね、先ほど来ね、事務負担が大きくなるんではないかという話の中で、有権者の皆さんに滞りなく進むようにという、職員の皆さんの努力に本当に感謝申し上げるところであります。ちょっと質問あれですけども、ポスターの掲示板の設置、撤去の部分についてなんですけども、北海道であれば、雪がある

ということで、国で基準が決まってるんでしょうけども、その分、割増しのなんか設置費の予算を見てもらえるとか、そういったものがあるのかどうなのかっていうのをちょっと確認させてください。

○議長（芳賀芳夫君）　選挙管理委員会書記長、山田君。

○選挙管理委員会書記長（山田　薫君）　お答えをいたします。ポスター掲示場の関係でございますけども、国のですね、規程、政令で定められている今金町の基準とされる掲示板の設置数というのは 48 箇所です。やっぱり有権者がなかなかこう少なくなっている地区もありますし、そこを考慮しながら、今金町として 32 箇所、今回 24 か所ですけども、32 か所ということで、看板を減少するような、国にですね、協議書を送って了承されていますので、国の基準よりも低いので、なかなかそのポスター掲示場に対して今回冬バージョンとして、補助金が上乗せされるということはないということでお答えをさせていただきます。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　以上で歳出歳入全般の質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打切り、日程第 4、議案第 1 号についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、議案第 1 号は、原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　以上をもって、日程の全部を議了いたしました。

これをもって、令和 8 年第 2 回今金町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会　午前１１時１３分